令和７年第４回

君津市農業委員会議事録

令和７年４月４日（金）

令和７年第４回君津市農業委員会議事録

日　時　令和７年４月４日（金）午後２時００分から午後２時３６分

場　所　君津市役所６階　災害対策室

招集者　君津市農業委員会会長　鮎　川　正　幸

議　事　日程第１　会期の決定

日程第２　議事録署名委員の指名

日程第３　議案第　１号から議案第　５号　農地法第３条の規定による許可申請について

日程第４　議案第　６号から議案第　８号　農地法第５条の規定による許可申請について

日程第５　議案第　９号から議案第１４号　農地法第５条の規定による事業計画変更申請について

日程第６　議案第１５号　令和７年度農用地利用集積等促進計画案（令和７年４月）について

日程第７　報告第　１号から報告第　６号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告第　７号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

報告第　８号から報告第１４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

出席委員（１１名）

１番	内　海　孝　夫	２番	鮎　川　正　幸
３番	水　野　徳　子	４番	小笠原　武　男
５番	笹　本　幸　恵	６番	宇　野　真　弘（欠席）
７番	欠員	８番	欠員
９番	小　泉　春　水	１０番	齊　藤　昇
１１番	重　田　忠　男	１２番	長谷川　貢
１３番	鈴　木　隆	１４番	石　井　和　美

欠席委員（１名）

６番　　宇　野　　真　弘

出席した職員

事務局長	安田　禎則
事務局次長	永蔦　一環
農業委員会事務局主査	占部　和裕
農業委員会事務局副主査	古市　和也
経済環境部農政課企画調整係長	金子　正和

◎会長挨拶

会　　長　皆さん、お忙しい中、農業委員会への出席、御苦労さまです。

皆さんに連絡がいったと思いますけれども、農業委員の溝口さんがお亡くなりになりました。清和地区の担当で、病気で自宅で療養されていましたが、亡くなられました。御冥福をお祈りしたいと思います。

４月に入りまして、桜の開花の話が非常に多く出ておりますけれども、異動の時期でもありまして、農業委員会事務局も新しい方が２人入ってこられまして、１人退職されたというような状況です。気持ちを新たに皆さんも仕事に励んでいただきたいなと思います。

それから、議案書と一緒に千葉ロッテマリーンズのファームの本拠地の候補地が君津市に決まったという案内があったと思いますけれども、ファームの球場でもたくさんの試合が行われるそうで、君津市の発展にもつながっていくんじゃないかなというふうに思っています。

当然、農地転用もその中であるというふうに伺っていますので、農業委員会の役割も非常に関わってくると思いますので、皆さんと一緒に十分な検討を重ねながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、会議のほうお願いします。

◎諸般の報告

会　　長　３月の総会以降に出席した会議、行事等を報告いたします。

３月４日、第３回農業委員会総会終了後に開催されました農業委員会だより緑の清流編集委員会議に出席いたしました。

編集委員会議には、笹本編集委員長、小泉委員、重田委員、長谷川委員が出席し開催されました。

３月２１日に、今話しましたが地域計画変更に伴う協議の場の開催についてということで、千葉ロッテマリーンズファーム本拠地移転が決定した場合の協議の場の開催について協議しました。

水野職務代理者、内海委員、川上推進委員、山中推進委員が出席いたしました。

３月２７日、君津市農業協同組合第33回通常総代会が君津市民文化ホールで開催され、出席いたしました。

会議、行事等の報告は以上です。

◎開　会　　（午後２時００分）

議　　長　開会をいたします。

ただいまの出席委員は11名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和７年第４回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議　　長　日程第１、会期の決定を議題といたします。

会期は本日１日とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　異議ないものと認め、会期は本日１日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議　　長　日程第２、議事録署名委員について、会議規則第１６条第２項の規定により、私から指名いたします。

９番、小泉春水委員、10番、齊藤昇委員の２名にお願いします。

◎議案第１号ないし議案第５号

議　　長　日程第３、議案第１号ないし第５号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

永嶌事務局次長　議案第１号について御説明いたします。

俵田地先の田８筆、面積8,432平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により管理が難しいため、譲受人は経営の安定化を図りたいためです。

許可基準として、譲受人は現在１万2,664.61平方メートルの農業を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第２号について御説明いたします。

久留里地先の田４筆、面積2,557平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により管理できないため、譲受人は農地を管理、生産したいためです。

許可基準として、譲受人は台帳上の経営農地はありませんが、長年栽培に携わっており、技術等は問題ないと思われます。

農機具は、トラクターを所有しています。

農作業従事日数は150日を超える計画をしており、資格等については問題ないと思われます。

議案第３号について御説明いたします。

平山地先の田１筆、面積286平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、譲受人の父と譲渡人の父との間の売買契約に基づき、所有権移転を実行するためです。譲受人は申請地を相当期間維持管理を図っており、売買契約の規約に基づき所有権を得て、農業経営の安定化を図るためです。

許可基準として、譲受人は現在１万3,483平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第４号について御説明いたします。

平山地先の田１筆、面積142平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、譲受人の父と譲渡人の父との間の売買契約に基づき、所有権移転を実行するためです。譲受人は以前から耕作維持管理を行ってきましたが、所有権を得て農業経営の安定化を図りたいためです。

許可基準として、譲受人は現在１万2,865平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第５号について御説明いたします。

坂畑地先の田１筆、面積1,315平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準として、譲受人は台帳上経営農地はありませんが、所属している法人役員で長年農業経営に携わっており、技術等は問題ないと思われます。

農機具は、トラクター、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果報告を行います。

議案１号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員　11番、重田です。

議案１号について説明します。

詳細は事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊２を開いてください。

旧410号線、馬来田久留里街道、俵田駅前の信号を右に曲がり、踏切の先をまた右に曲がり、70メートル先付近のところの田んぼでした。

もう１筆の田んぼは、俵田駅から岩出の信号に向かい、２つ手前の農道に入った右側の田んぼでした。いずれも田んぼとして管理をしておりました。

３月２８日に譲渡人と譲受人で現地確認、申請内容の確認をさせていただきました。

譲渡人は数年前から耕作、維持管理を委託しており、譲受人に所有権移転を行いたいとのことでした。譲受人は耕作、維持管理を行っており、所有権を得て、経営の安定化を図りたいとのことでした。

所有権移転に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続きまして、議案第２号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員　長谷川です。

第２号議案、詳細については事務局の説明のとおりです。

場所は、３ページの千葉鴨川線の久留里神社のすぐ前になります。

３月３１日に代理人と譲受人と現地の確認を行いました。

譲渡人は他市に居住しており、耕作していません。譲受人は、数年前に譲渡人の住居を購入し、前から農地の草刈り等で維持管理をしてきております。一部の農地を借用して、野菜の耕作をしています。

不許可の要件に合ったものはないと思われますので、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　続きまして、議案第３号ないし第４号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員　13番、鈴木でございます。

議案番号第３号について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の４ページをお願いいたします。

申請地は、ＪＲ久留里線、平山駅前の国道415号を亀山方面、地図の下のほうです。下のほうに100メートルほど行ったところを左折しまして、100メートルほど右のほうに行ったところが現地となります。

３月２７日午前に代理人と現地の確認、聞き取り調査を行いました。現地は、譲受人、譲渡人の先代によりまして数十年前に売買されており、現在は譲受人が栗畑として活用しております。

このたび、譲渡人、譲受人の双方で相続登記が完了したということによりまして、この申請になったということでございます。

譲受人は、老木となっている栗の木を若木と入れ替えて、収穫量を増やしていきたいとのことでした。

問題はないと思われますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案番号第４号について御説明いたします。

申請内容の詳細は、事務局説明のとおりでございます。

申請地は、同じく４ページのＪＲ久留里線平山駅前の国道415号を久留里方面、今度は地図の上のほうに行ってもらいまして、向かって50メートルほど行ったところの左側で国道に接しているところでございます。

３月２７日午前に代理人と現地の確認及び聞き取り調査を行いました。現地は、譲受人と譲渡人の先代によって昭和５７年に売買がなされており、現在は休耕地となっております。現地は譲受人が草刈りなどをして、よく管理しております。

このたび、譲渡人と譲受人の双方で相続登記が完了したことにより、この申請になったということでございます。

譲受人は季節の野菜などを栽培していきたいとのことでした。

特に問題はないと思われます。よろしく御審議いただくようお願いいたします。

議　　長　続きまして、議案第５号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員　14番、石井です。

議案番号５番につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、ただいま事務局より説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の５ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号、名殿の信号を大多喜方面に向かい3.5キロメートルぐらい進むと、亀山ダムに架かる橋が６つあるんですけれども、その最後の橋を渡りまして20メートルぐらい大多喜方面に進みますと、信号のない十字路がありまして、そこを左の旧道に入っていただいて、50メートルぐらい進むと、亀山ライスセンターがあります。申請地はその隣となります。

３月２５日、代理人の方と同行で現地の確認をいたしました。草刈り等はされておりまして、きれいになっていました。

譲受人は、今年よりただいまの隣にあるライスセンターを経営するとのことで、その隣地の農地を購入して拡大をしていきたいとのことです。

近隣等につきましても、特には問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　ただいま議案第１号ないし議案第５号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第６号ないし議案第８号

議　　長　日程第４、議案第６号ないし第８号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永嶌事務局次長　議案第６号ないし７号につきましては、同一事業ですので、一括して御説明いたします。

議案書の３ページを御覧ください。

蔵玉地先の田２筆、面積791平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

敷地は埋立て等は行いません。

用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。

宅地も近くになく道路も赤道であるため、生活道の利用はありません。一般車両の通行もありませんが、安全には十分気をつけて実施いたします。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置いたします。

隣接する農地は南側にあり、パネル等の配置や角度を考慮して、付近の住宅地への影響を抑える努力をしております。

また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設をいたします。

議案第８号について御説明いたします。

蔵玉地先の田１筆、1,231平方メートルを所有権移転により、太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第２種農地相当となります。

敷地は埋立て等を行いません。

用水はありません。

排水は雨水だけで自然浸透です。

住宅も近くになく、道路も赤道であるため、生活道の利用はありません。一般車両の通行もありませんが、安全には十分気をつけて実施いたします。

発電施設の周囲の安全に配慮し、フェンスを設置いたします。

パネルの配置や角度を考慮して、付近の住民への影響を抑える努力をしております。

また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設をします。

以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第６号ないし第８号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員　14番、石井です。

ただいま議案番号６号、７号、８号につきましては、譲受人が同一でございます。

申請内容については、事務局より説明のとおりでございます。

３月２６日に代理人の方と同行で所有権移転での太陽光発電施設について現地確認をいたしました。

別冊の６ページを御覧いただきたいと思います。

毎度同じなんですけれども、国道465号、名殿の信号より約７キロぐらい大多喜方面に向かいますと、蔵玉トンネルというのがあります。そこから250メートルぐらい行ったところの右側のちょっと上がったところということで、そこが申請地になります。

この３件につきましては、地続きとなっており、周辺も休耕地となっています。申請地以外はカヤ等が茂っていましたが、譲渡人もそれぞれ、６号議案の譲渡人は遠方に住居を構えているということで、管理ができないということでした。７号、８号議案について、譲渡人は同人でございますけれども、やはり高齢により農地管理ができないということで、今般の申請となっております。

近隣等についても特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

笹本委員。

笹本委員　５番、笹本です。

議案番号の８なんですけれども、面積の割にパネル枚数が大分少ないような感じがするんですけれども、それは何か理由があるんでしょうか。

永嶌事務局次長　パネルの配置の形状から、効率よく配置ができる土地の形状と、ちょっと効率よく配置しづらい形状の差でございます。

議　　長　よろしいですか。

笹本委員　はい。分かりました。

議　　長　ほかに何か御質問、御意見ございますか。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第９号ないし議案第１４号

議　　長　日程第５、議案第９号ないし第１４号、農地法第５条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永嶌事務局次長　議案第９号ないし第１４号について、同一事業ですので、一括して御説明い

たします。

議案書４ページ、５ページ、別冊の１ページを御覧ください。

中島地先の田８筆、面積5,307平方メートルのうち、3.34平方メートルを営農型太陽光発電施設に伴う一時転用許可後の計画変更です。

営農型太陽光発電施設として、令和６年９月２６日まで許可を得ていましたが、令和９年９月２６日までの計画変更申請がなされました。計画変更の申請は期間満了前に申請すべきものですが、申請者が期間の確認を怠ったため、遅れて申請がありました。許可権者であります千葉県の窓口の千葉県君津農業事務所に協議したところ、指示により御審議をお願いするものです。また、通常一時転用につきましては、１年間の許可期間と限られておりますが、営農型太陽光発電施設の許可は３年間が認められておりますので、この申請になります。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

地図のほうを御覧いただきまして、１ページ、場所は小糸川沿岸土地改良区事務所というのは、この大きな円の右側の印になりまして、左側の建物は鈴木病院に当たります。その間に挟まれた薬局の裏辺りに位置しております。

以上です。

議　　長　ただいまの事務局の説明につきまして、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

齊藤委員。

齊藤委員　この営農型太陽光発電の意味というか、説明ってできますでしょうか。お願いします。

永嶌事務局次長　営農型太陽光発電施設につきましては、農地があって、下を耕作しながら上部に太陽光パネルを配置するというような内容です。ここの経営は、下にブルーベリーを栽培して、軒の高い太陽光の土台を築きまして、パネルを貼っております。全面に貼ると、遮光により、植物の生長を妨げるので、植物に影響がない程度の面積のパネルを貼っておりますので、理論上、植物の収量のほうに影響は少ないという内容です。下で耕作して、上では太陽光発電で売電行為により収益を得ると、そういう内容です。よろしいでしょうか。

齊藤委員　その場合の一時転用の地目は何になるんですか。

永嶌事務局次長　土地自体の地目は、一時転用ですので、農地のままでございます。したがいまして、ここの部分の農地、何々平方メートルを一時転用しますというのは、柱の断面積を合わせると、そのうちこの面積を一時転用しますということですので、地目は変わらず利用

することができるという内容です。

齊藤委員　はい。分かりました。

議　　長　これ確か、いろいろ転用するときに問題になった案件だと思うんですけれども、実際に営農型の営農自身はちゃんといっているというのは変だけれども、収益は上がっている状態なんですか。

永嶌事務局次長　内容、現地を確認しております。下の部分にはブルーベリーが栽培されていまして、収量もそれなりにあるようですが、プラスというか、まだ木が小さい模様で、一定の目標とする数量には、まだ達していないということです。ここの法人につきましては、年１回の経営の報告を受けているところです。

以上です。

議　　長　水野委員。

水野委員　３番、水野です。

今回、計画変更申請ということで、期間の変更だけではなく、譲受人、譲渡人が出ているんですが、これは何かありますか。何か理由がありますか。

永嶌事務局次長　譲受人、譲渡人は特に変更はないんですけれども、議案の書式として出しております。変更については期間の延長だけです。

水野委員　分かりました。すみません。ありがとうございます。

永嶌事務局次長　備考欄のところに期間の延長が書いてございまして、はい。

水野委員　ありがとうございます。

議　　長　ほかに何か御質問、御意見ございますか。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第１０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第１１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第１２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第１３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

議案第１４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第１５号

議　　長　日程第６、議案第１５号　令和７年度農用地利用集積等促進計画案（令和７年４月）についてを議題といたします。

説明者である経済環境部農政課は入室してください。

なお、議案第１５号については、１番、内海孝夫委員、10番、齊藤昇委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

（１番　内海孝夫委員、10番　齊藤昇委員　退室）

議　　長　それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長　農政課の金子です。よろしくお願いします。

議案第１５号について説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成しました令和６年度農用地利用集積等促進計画案

（令和７年４月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書７ページを御覧ください。

まず、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区が８件、田８筆、１万2,969平方メートル、畑11筆、8,579平方メートル、次に、小糸地区２件、田３筆、2,503平方メートル、続いて、清和地区１件、田１筆、1,379平方メートル、小櫃地区７件、田23筆、２万5,706平方メートル、畑１筆、1,305平方メートル、最後に、上総地区１件、田２筆、3,043平方メートルの合計19件、49筆、５万5,484平方メートル。

以上でございます。

続きまして、機構受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、清和地区１件、田２筆、2,716平方メートル、小櫃地区２件、田11筆、8,036平方メートル、合計３件、13筆、１万752平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、次の議案書の８ページから21ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の要件は満たしているものと判断しております。

議案第１５号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　経済環境部農政課の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第１５号について、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　　長　ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

説明者は退出してください。

ありがとうございます。

ここで、内海委員、齊藤委員の入室を認めます。

（１番　内海孝夫委員、10番　齊藤昇委員　入室）

◎報告第１号ないし報告第１４号

議　　長　日程第７、報告第１号ないし第１４号について、報告第１号ないし第６号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告第７号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告第８号ないし第１４号について、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第１号ないし第１４号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議　　長　質問、意見がないようですので、報告第１号ないし第１４号を終わります。

◎閉　　会

議　　長　以上をもちまして、令和７年第４回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和７年第５回農業委員会総会は、令和７年５月７日水曜日に市役所５階大会議室にて、午後２時から開催する予定でおりますので、よろしくお願いします。

（午後２時３６分）